平成 20 年度特定健康診查·特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要が有る者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ)について、船員保険法に基づく船員保険(以下「船員保険」という。)の保健事業に関する委託を受けている財団法人船員保険会(以下「甲」という。)と社団法人全日本病院協会(以下「乙」という。)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表1実施機関一覧表のとおり)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものと する。

(委託業務)

- 第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の 実施に関する基準」に基づき、別表2健診等内容表のとおりとする。
- 2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

(対象者)

- 第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を 提示した船員保険の被扶養者(以下「被扶養者」という。)を対象とし、当該実施機関に おいて交付年月日等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。
- 2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示 した被扶養者を対象とし、当該実施機関において交付年月日等券面の内容を十分に確認 の上、実施するものとする。

(契約期間)

- 第4条 この契約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。
- 2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の 結果に基づく指導を行う被扶養者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみ ならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別表3委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

- 第6条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価)終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち別表4に示す「保険者負担の上限額」を差し引いた額を自己負担額として窓口で徴収し、委託料から自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という)を、甲に請求するものとする。ただし、委託料の金額が「保険者負担の上限額」を下回る場合は当該委託料の額が請求額となる。
- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲の一部がその他の契約とりまとめ機関等との契約をしている場合に、他の契約に参加している受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める方法で委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める方法で委託料から自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第1項における結果の取りまとめは、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを収録した電子媒体 (FD,MO,若しくはCD-R)を実施月の翌月15日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、提出の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 特定健康診査において、実施機関は前項に定める電子データの提出に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表(厚生労働省にて様式例を公表)を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 5 特定保健指導においては、前項に定める電子データの提出に加え、特定保健指導の 支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録

類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という)についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲へ電子データ又は紙により直接提出するものとする。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と 認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日までに、 実施機関に請求額を支払うものとする。
- 2 甲の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、実施機関に返戻を 行うものとする。
- 3 実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再審査のうえ、再度第6条第1項の 方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せず実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券 の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、 甲の責任・負担とし、甲は請求額を実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された 内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は 支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間 (3~6ヶ月) 中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、甲が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。 この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを甲へ提出し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施期間に応じた費用を実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第 10 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害 については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任に おいて処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任に ついて実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健 指導の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を 遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における 個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成 18 年 4 月 21 日 医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号)及び各都道府県に おいて定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、 上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙 及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に 対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。 2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第 14 条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要 事項に関する規定の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより 甲に大きな影響がある場合は、別表1実施機関一覧表より当該実施機関を削除しこの 契約から解除できるものとする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って 協議のうえ決定するものとする。 甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、 各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日

甲

財団法人船員保険会 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 会長 土 井 豊

 \angle

社団法人全日本病院協会 東京都千代田区三崎町3丁目7番12号 清話会ビル 会 長 西 澤 寛 俊

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人 に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、 業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、 適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、 本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しな ければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的 のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の 防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、 第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に 関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を 委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を 委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関 自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに 甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に 従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後に おいて、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと 及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要 な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり 取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

実施機関一覧表(

の会員)

				受託業務		
健診·保健指	医療機関名	郵便番号	所在地	特定健康	特定保	健指導
導機関番号	1.公/从1000000000000000000000000000000000000	却以留力		診査	動機付	積極的
					け支援	支援

健診等内容表

区分			内容
		質問(問診)	別紙質問票のとおり
			身長
			体重
		身体計測	腹
			B M I
		理学的所見	
		(身体診察)	
		血 圧	収 縮 期 血 圧
	基本的な健診・	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	拡 張 期 血 圧
特	の項目		中 性 脂 肪
定	の項目	血中脂質検査	HDL-コレステロール
健 康			LDL-コレステロール
診			G 0 T
查		肝機能検査	G P T
			-G T (− G T P)
		血糖検査	空 腹 時 血 糖
			(※ヘ モ グ ロ ビ ン A1c)
		尿 検 査	糖
		<i>//</i> //	蛋 白
	詳細な健診の 項目(医師の 判断による追 加項目)	貧 血 検 査	赤血球数
			血 色 素 量(ヘモグロビン値)
			ヘマトクリット値
			心 電 図 検 査
			眼 底 検 査(両 眼)
特 定 保		初回面接 個別面接 1 回(2 又は グループ面接(8	20分以上) 3名以下)1回(80分以上)
健指導	動機付け支援	実績評価 6ヶ月後の実績評	価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

		初回時面	面接の形態	個別面接 1回(20分以上) 又は グループ面接(8名以下)1回(80分以上)
			実施ポイント数	180 ポイント以上
	積極的支援	3 ヶ月以 上の継 続的な 支援	主な実施 形態	支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること 継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施すること
		終了時評	平価の形態	6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

血糖検査は原則として空腹時血糖検査を実施し、検査日当日に摂食し、後日、あらためて空腹時血糖 検査を実施することが不可能な場合のみへモグロビンA1cによる血糖検査を実施する。

特定健康診査の結果通知の際には、結果内容に合わせた、適切な情報提供(厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」における保健指導の情報提供にあたるもの)を行うものとする。

詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、 医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その 他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施する か、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

(1)別表1に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した 者に対して特定保健指導を実施する場合、第6条第4項で受診者に通知された特定健康診査受診結果 通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。

(2)甲は、上記(1)に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。

質問票

5月秋	貝川宗	
	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2		①はい ②いいえ
	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているとい	
	われたり、治療を受けたりしたことがありますか。	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等) にかかっている	①はい ②いいえ
	といわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治	①はい ②いいえ
	療(人工透析)を受けたりしたことがありますか。	
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。	①はい ②いいえ
	(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本	
	以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1カ月	
	間も吸っている者)	
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以	①はい ②いいえ
	上実施	_
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この 1 年間で体重の増減が±3kg 以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう
		③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上	①はい ②いいえ
	ある。	
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々
		③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量	1 合未満
	清酒 1 合(180ml)の目安:	1~2 合未満
	ビール中瓶 1 本(約 500 ml)、焼酎 35 度(80ml)、	2~3 合未満
	ウィスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)	3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思います	①改善するつもりはない
	か。	②改善するつもりである(概ね 6 か
		月以内)
		③近いうちに(概ね1か月以内)改善
		するつもりであり、少しずつ始め
		ている
		④既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月未満)
		⑤既に改善に取り組んでいる(6ヶ
		月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、	①はい ②いいえ
	利用しますか。	

委託料内訳書

—— 特 定	区 基本的な健康 詳細な健診	分 診査の項目 貧血検査	託料 (消費	当たり委 4価 税含む。) 250円 242円	支 払 条 件
健康審查	項目 (医師 の判断によ る 追 加 項 目)	心電図検査 眼底検査(両眼) (フィルム代含む)		575円	健診実施後に一括
	動 機	付け支援	5,	250円	面接による支援終了後に左記 金額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に 支払
特定保健指導	積極	的 支 援	21,	000円	初回時の面接による支援終了 後に左記金額の4/10を支払 残る6/10(内訳としては3ヶ月 以上の継続的な支援が5/10、実 績評価が1/10)は実績評価終了 後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実 施中に脱落等により終了した 場合は、左記金額の5/10に実 施済みポイント数の割合を乗 じた金額を支払

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、 四捨五入により1円単位とする。

「保険者負担の上限額」の一覧

	区 分	保険者負担の上限額 (消費税含む。)	支 払 条 件
特定健	基本的な健康診査の項目	5,250円	健診実施後に一括
康 診 查	詳細な健診項目(医師の判断による追加項目)	2,993円	同上
	動機付け支援	5,250円	面接による支援終了後 に左記金額の8/10を支 払 残る2/10は実績評価終 了後に支払
特定保健指導	積 極 的 支 援	18,000円	初回時の面接による を支払 そを支払 残る 6/10 (内訳とした な支援が 5/10、実績 が 5/10、実績 に支払 3ヶ月以上の継続的等は 1/10) は実績 が 1/10) は実績 が 1/10) は実績 が 1/10) は実績 が 1/10 は実績 が 1/10 は実績 が 1/10 は実績 が 1/10 は実績 が 1/10 は実績 が 2 大月以中に が 2 大月以中に が 2 大月以中に が 3ヶ月以中に が 5/10 に実 を報の 5/10 に実 を報か を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表

特定健康診査の詳細な健診項目の保険者負担の上限額は、貧血検査、心電図検査、眼 底検査のうち実際健診を受診する組み合わせの請求額(合計額)が上記の保険者上限 額を上回る場合のみ自己負担額が発生することとなる。

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、 四捨五入により1円単位とする。

船員保険被扶養者に係る特定健康診査・特定保健指導実施規程

1 目 的

船員保険被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。) の実施にあたり、特定健診等の実施機関において、特定健診等の委託契約書に基づく ほか、本規程により事務処理を適正に行うものとする。

2 特定健診等実施前の事務措置

特定健診等の実施機関は、特定健康診査受診希望者又は特定保健指導利用希望者(以下「受診希望者等」という。)に次の措置を行うものとする。

(1)実施日等の予約

受診希望者等からの問い合わせに応じ、実施日等の予約受付を行う。

(2)受診希望者等への指示

実施日等の予約を受け付ける際、受診希望者等に対し次の事項を指示する。 実施日当日に持参すべきもの

- ア 特定健康診査においては、船員保険特定健康診査受診券(以下「受診券」という。) 船員保険被扶養者証及び実施機関から事前送付された質問票等を持 参すること。
- イ 特定保健指導においては、船員保険特定保健指導利用券(以下「利用券」という。)及び船員保険被扶養者証を持参すること。

午前中に特定健康診査を実施する場合は、血糖値等の検査結果に影響を及ぼす ため、健診実施前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビンA1c検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、健診実施まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

3 特定健診等実施時の事務措置

特定健診等の実施機関は、実施当日、次の事務措置を行ってから特定健診等を実施するものとする。

(1)特定健康診査

窓口に提出すべきものの確認

受診者に対し、前項(2) のアに定める受診券等の持参を確認する。

なお、受診券及び船員保険被扶養者証の持参がない者は、原則として健診を実施しないこととする。

受診券について次の確認をする。

- ア 船員保険被扶養者証と受診券の氏名等に相違ないか確認
- イ 船員保険会会長の証明印の有無(証明印の印影がないものは無効)
- ウ 有効期限(有効期限を超過しているものは無効)

(2)特定保健指導

窓口に提出すべきものの確認

利用者からの、前項(2) のイに定める利用券の持参を確認する。

なお、利用券及び船員保険被扶養者証の持参がない者は原則として保健指導を 実施しないこととする。

利用券について次の確認をする。

- ア 船員保険被扶養者証と受診券の氏名等に相違ないか確認
- イ 船員保険会会長の証明印の有無(証明印の印影がないものは無効)
- ウ 有効期限(初回面談時に有効期限を超過しているものは無効)

4 特定健診等終了後の事務措置

(1)受診者への特定健康診査結果の通知

特定健康診査の実施機関は、委託契約書第6条第4項の規定に基づき、受診者に 当該特定健康診査の結果(厚生労働省令第157号(平成19年12月28日)第3条に 規定する必要な情報の提供を含む)を通知する。

(2)財団法人船員保険会への特定健診等結果の登録

特定健診等の実施機関は、委託契約書第6条第3項の規定に基づき、原則として 実施月(月の初日から月末日まで)の健診結果等データを取りまとめ、翌月15日 までに、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより、特定健診 等結果データを財団法人船員保険会(以下「船保会」という。)に登録する。

なお、特定保健指導の結果データの登録については、初回面談時と6ヶ月後評価時(途中脱落者のデータは、当該支援期間までのデータ)の2回とする。

また、特定健診等結果の登録の際は、厚生労働省が作成した「標準的な健診・保

健指導プログラム」または「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に定められている様式(「特定健康診査結果通知表」、「標準的な質問票」及び「特定保健指導支援計画及び実施報告書」)等を添付するものとする。

ただし、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく特定健診等結果データの登録が困難な特定健診等の実施機関は、船保会と調整の上、様式のみにより登録する事も差し支えないもととする。この場合は、保険者において特定保健指導のための階層化処理を実施できる情報を必ず記入しなければならない。

(3)特定健康診査記録の保存

特定健康診査の実施機関は、健診の記録は診療録によるものとし、健診結果通知 票等関係書類は5年間保存する。

5 特定健診等費用の請求

特定健診等の実施機関は、委託契約書第6条第1項及び第3項の規定に基づき、 原則として実施月(月の初日から月末日まで)の健診結果等費用決済データを取り まとめ、翌月15日までに厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ により、特定健診等の費用を請求する。

なお、特定保健指導の費用請求については、初回面談時と6ヶ月後評価時(途中 脱落者のデータは、当該支援期間まで)の2回とする。

ただし、前項(2)の電子データによる提出が困難な特定健診等の実施機関は、 前項(2)ただし書きの特定健康診査結果通知表等の様式を送付する際に実施機関 所定の請求書を添付する。

6 個人情報の取扱い

特定健康診査・特定保健指導の委託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守するとともに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号通知)を遵守する等、委託契約書第12条に基づき個人情報の適正な管理を行うこと。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

【請求・問い合わせ先】

財団法人船員保険会 医療施設部

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

SEMPOSビル 6F

TEL 03-3407-6063

FAX 03-3797-2925

平成20年	#####################################			
有 効 期 限				
被保険者氏名	(フリガナ) センボ タロウ 船保 太郎 明 ・ 大 ・ 昭 20年 9月 3日生	当該年度年齢 生別 男	・女	
被扶養者氏名	(フリガナ) tik lita 船保 花子 明 ・ 大 ・ 昭 30年 8月25日生	性別男	· (g)	
被保険者証配号番号 現に被保険者でない 者は最後に使用され ていた船舶所有者名	船)神Aあいう 999999			
船員保険会会長の印	財団法人 船 員 保 険 会 会		19	
交 付 年 月 日	平成 20 年 4月 1日	A 9 9 9 9 9	9 A	

[※]この健診は、当該年度中(4月~翌年3月)1回の受診に限り、国からの補助を受けることができます。

[※]健診結果の個人情報は、受診者自身の今後の健診・治療、保健師による事後指導、洋上での医療助言を受けると き及び特定の個人が識別されることのない方法で統計・調査研究を実施するときに限り使われます。

注 意 事 項

- 1 健診の実施機関は、別にお渡しする「船員保険生活習慣病予防健診のご案内」に記載された病院等です。
- 2 本票の交付を受けたら、すみやかに希望する実施機関に連絡し、**必ず事前に予約**をしてください。 (予約後、実施機関から糞便検査容器を含めた健診資料が届きます。)
- 3 受診当日は、本票、船員保険特定健診結果通知票、健康保険証(資格喪失者については、国民健康保険証)を実施機関の窓口に提出してください。(巡回健診車で受診の場合も同様)
- 4 健診終了時は、実施機関に受診者負担額を支払ってください。
- 5 健診結果は、なるべく来院(所)して説明を聞き、船員保険特定健診結果通知票を受け取ってく ださい。
- 6 本票は、他人に貸したり、譲り渡したりすることはできません。
- 7 有効期限を過ぎた時は、使用できません。

名 称: 財団法人 船員保険会

郵便番号: 〒150-0002

問いあわせ及び請求先

住 所: 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

担 当 部 署 : 医療施設部

電話番号: 03-3407-6063

ホームペーシ : http://www.sempos.or.jp/

平成	受診券 No. 999999		
有 効 期 限	平成 21年 3月 31日	当該年度年齢 58 歳	
被保険者氏名	(フリガナ) tンポ タロウ 船保 太郎 明 ・ 大 ・ 昭 20年 9月 3日生	性別 男・女	
被扶養者氏名	(フリガナ) センボ ハナコ 船保 花子 明 ・ 大 ・ 昭 30年 8月 25日生	性別男・安	
被保険者証記号番号	船 神みあいう 999999		
現に被保険者でない 者は最後に使用され ていた船舶所有者名			
船員保険会会長の印	財団法人 船 員 保 険 会 会		
交 付 年 月 日	平成 20年 4月 1日	A 9 9 9 9 9 9 A	

医 機 関 各 位 様 療

本、受診券を持参し特定保健指導の支援を希望した場 合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」が定める 特定保健指導の実施をお願いいたします。

(請求等について)

- 1)動機付け支援
 - ①初回面談実施後に初回の請求書と指導内容を 添えて請求する。
 - ②6ヶ月後に最終評価の請求書と最終評価の結 果を添えて請求する。
- 2) 積極的支援
 - ①初回面談実施後に初回の請求書と指導内容を
 - 添えて請求する。 ②6ヶ月後に継続支援の請求書、継続支援の内容、最終評価の結果を添えて請求する。
- 3) 報告書の書式について
 - ①請求書に動機付け支援及び積極的支援の明細 を明記する。
 - ②結果報告については、確定版の「特定保健指 導支援計画及び実施報告」の書式とする。

意 注 事 項

- 特定保健指導を受診する時には、この券と被扶養者 証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 2 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に 受診してください。
- 3 特定保健指導結果は、受診者本人に対して通知する とともに、保険者において保存します。
- 健診結果のデータファイルは、決裁代行機関で点検 されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上受診願います。
- 5 特定保健指導のデータファイルは、保険者において 特定保健指導の循層化と保健指導の実施の際に利用 されますので、こ了承願います。
- 6 被保険者の資格が無くなったときは、この券を保険 者に返してください。

称 : 財団法人 船員保険会

郵便番号: 〒150-0002

問いあわせ 及び請求先 所 : 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

担当部署: 医療施設部

電話番号: 03-3407-6063

ホームペーシ : http://www.sempos.or.jp/